

【勤務地：東京都区内】

期間業務職員の採用について

内閣官房内閣総務官室では、期間業務職員を次のとおり募集いたします。

<u>職 種</u>	一般事務補助
<u>雇用形態</u>	非常勤
<u>雇用期間</u>	令和5年4月1日から令和6年3月31日 ※ 採用後、1ヶ月間は条件付採用期間となります。 ※ 雇用期間終了後、勤務成績等により再採用することも可。
<u>資 格</u>	高校卒以上で、パソコン（ワードプロセッサソフト及び表計算ソフト（Word、Excel等））が扱える方 なお、以下に該当する方は、応募できませんので御了承ください。 1 日本国籍を有しない者 2 国家公務員法第38条の規定により国家公務員になることができない者 ○ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者 ○ 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 ○ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 3 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣言を受けている者（心身耗弱を原因とする者以外）
<u>就業時間</u>	8：30～17：15 ※ 仕事内容によっては時間外勤務を伴うことがあります。
<u>休憩時間</u>	12：00～13：00までの60分
<u>給 与</u>	日給月給制
<u>日 給</u>	8,580円～10,450円/日（経験年数による） ※ 給与法改正に伴い変更となる可能性があります。 その他に賞与、通勤手当（月額55,000円以内）、住居手当（月額28,000円以内）、超過勤務手当あり。
<u>退職手当</u>	一定の条件を満たした場合、国家公務員退職手当法が適用され退職手当が支給されます。
<u>休 日</u>	土・日・祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）

<u>休 暇</u>	年次休暇10日（半年経過後に付与。再採用時に繰越可。） ※ その他、事情に応じた有給・無給の休暇があります。
<u>就業場所</u>	東京都千代田区
<u>加入保険</u>	雇用保険、健康保険（国家公務員共済組合制度（短期給付））、厚生年金保険に加入。 ※ 国家公務員退職手当法が適用された場合、雇用保険は適用除外となります。 ※ 再採用により一定条件下で1年を超えて勤務した場合、厚生年金保険は国家公務員共済組合制度（長期給付）への加入へ切り替わります。
<u>仕事内容</u>	一般事務の補助、秘書業務（パソコン入力、ワープロ・表計算等による文書の作成）及び雑務（コピー、資料整理等）
<u>採用人数</u>	若干名
<u>応募要領</u>	市販の履歴書（カラー写真貼付）に必要事項及び志望動機（200字程度）など身上事項を記載の上、次のあて先まで郵送願います。 ※ 応募書類は返却いたしません。当室において責任を持って廃棄いたします。

<あて先及びお問合せ先>

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

内閣官房内閣総務官室 総務担当

電話（03）5253-2111代 内85104

※ 封筒に「期間業務職員選考書類在中」を記載願います。

<u>募集期限</u>	<u>令和5年3月9日（木）必着【厳守】</u>
<u>試 験</u>	1次選考 書類審査 2次選考 面接 ※ 書類審査（1次選考）の上、面接（2次選考）を行うこととなった方のみ、面談（2次選考）の日時・場所をご連絡いたします。